

告 示

埼玉県告示第三百十五号

昭和三十七年埼玉県告示第十三号（埼玉県測量業者登録簿閲覧所の場所を指定）の一部を次のように改正する。

令和七年四月二十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

「第二十八条第二項」を「第九条第二項」に改める。